

仕様書

- 1 名 称 宍粟市人権啓発冊子作成業務
- 2 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）
- 3 納品場所 自治会ごとに梱包し、人権推進課（宍粟防災センター2階、宍粟市山崎町鹿沢65-3）に納品すること

4 規格等

- (1) 判型 A4判
- (2) ページ数 12ページ（表紙・裏表紙を含む）
- (3) 紙質 マットコート紙、A判44.5kg（両面）
- (4) 印刷 4色フルカラー、植物由来の油を含有したインキを使用
- (5) 製本 中綴じ製本
- (6) 部数 14,000部

5 業務内容

(1) 写植・編集業務

ア 写植、構成、デザイン・レイアウト作業、表紙作成（題名は「そよ風」）、
挿入イラスト作成（※）、原稿点検（用語等のチェック）、校正 等

※「挿入イラスト作成」について、この冊子作成のためだけに描いたイラストとする。有料、無料関係なく第三者の著作物を模写（トレース）等を行わず、場面ごとに指定する状況説明文に相応する独自のイラストや漫画（4ページ）、表紙等デザインを落札業者が新たに書き起こしを行うこと。

※Aiイラストの使用は不可とする。

※イラストの作成は自社で行うこと。

イ 本文の文字のフォントには「UDデジタル教科書体」を使用すること。

(2) 印刷・製本、電子データ作成業務

ア 製版、印刷、製本、納品

イ 市ホームページに掲載するPDFファイル作成（テキストデータ含む形式）

※CD等記録媒体による成果品の納入とする。

(3) その他

ア 校正は、イラストの変更を含めデザイン確認 2 回以上、色校正 1 回以上、文字校正 3 回以上

イ 業務の進捗管理、課題整理及び業務内容の意思統一を図るため、適切な時期に連絡会議を開催すること（4 回以上開催。契約時、第 1 稿確認、第 2 稿確認、最終確認等）。

ウ その他委託業務実施のために必要な業務が生じた場合は、市と協議の上で、適切に実施すること。

エ 納品までの日程を定めた工程表を作成し、工程表に基づき原稿内容を市と協議しながら、修正を加えつつ作業を進めること。

オ 掲載内容は、別添の昨年度冊子データ「宍粟市人権啓発冊子2025」、漫画ページは、南あわじ市「気づきタウン」イラストページを参照のこと。

カ 「4 規格等」のうち「(6) 部数」については、増減することがある。

6 著作権

(1) 著作権は市に帰属し、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

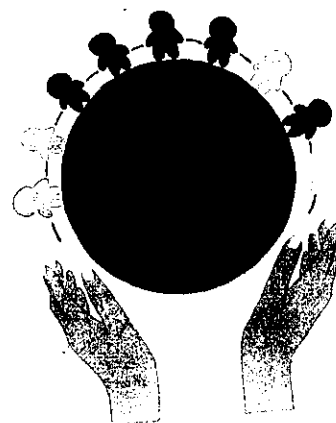
すべての子ども・大人へ



そよ風

(B)

I wish for
World peace



(A)



宍粟市人権啓発冊子

2025

宍粟市・宍粟市教育委員会

(C)



知って、気づいて、想像しよう ～一人ひとりの気持ち～

「人権」は、私たちにとって身近なものですが、「人権ってなに？」と聞かれると、返答に困る人が多いと思います。

人間らしく生きるために必要な権利で誰にとっても絶対に侵害されてはいけない権利だということは知っているけど、それが具体的にどのようなものなのか、知らない人が多いのではないのでしょうか。

「知らない」とどうなるのか。仮に人権侵害を受けていたとしても、されたことに気づかなかったり、逆に知らない間に誰かを傷つけてしまったりすることもあるかもしれません。

そうならないためにも私たち一人ひとりが、人としてどのような権利があるのか、自分とは違う立場の人が何に困り、苦しんでいるのかをまず知ることが大切です。

相手の立場や考え方、事情を知り、気づくことではじめて相手の思いを想像することができるのではないのでしょうか。

皆さんの行動や身近なところに「人権問題」は存在しています。あらためて自分のこととして考えてみてください。

この冊子で人権問題に触れて、想像してみてください。何かに気づけるきっかけがあると思います。

宍粟市市民人権推進員について

この「そよ風」の編集に携わっている市民人権推進員は、市民のみなさんからの人権に関する相談にも応じています。

困っていることや心配ごとをお聞きしたり、解決へのお手伝いをします。

一人で抱え込まず、一緒に考えましょう。

相談の例:いじめ・ハラスメント・体罰・暴力・虐待・誹謗中傷を受けた など

お問い合わせは人権推進課(0790-63-0840)まで



知っていますか？見えない障がい・・・・・・・・・・・・ ③ ④

インターネットで自分も人も傷つけないために・・・・ ⑤ ⑥

子どもたちからのSOS・・・・・・・・・・・・ ⑦ ⑧

私たちはみんな、幸せになるために生まれてきた・・・ ⑨ ⑩

表紙の紹介

表紙は2024年「^{エスワン}S1グランプリ」の入賞作品です。「S1グランプリ」は、大人にも子どもにも人権を日常にある身近なものとして考えてほしいという思いで、2017年から取り組んでいます。「いのち」をテーマに動画、絵画を募集し、その作品がもつ豊かで多様な個性、感性、価値観にふれることで、多様性を認め合い、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざしています。

優秀賞 ① (絵画) 「命の地球」 ^{まえだ やすひろ} 前田 泰宏

特別賞 ② (絵画) 「I wish for world peace」 ^{ひらた にいな} 平田 仁菜

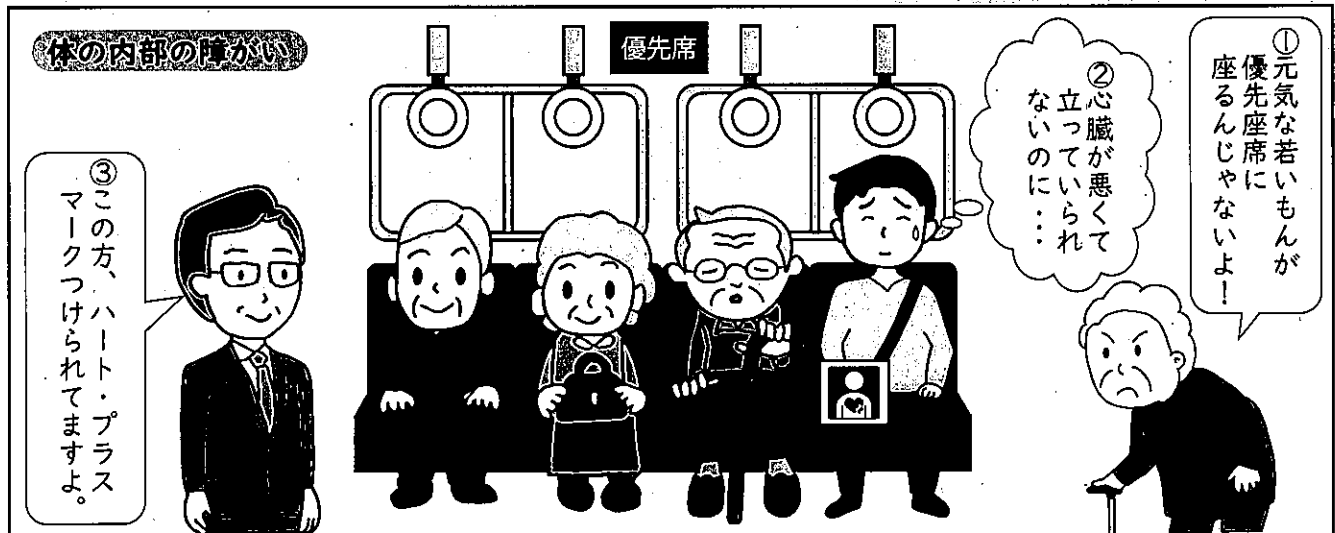
③ (絵画) 「光る命」 ^{かわもと ありさ} 川本有理沙



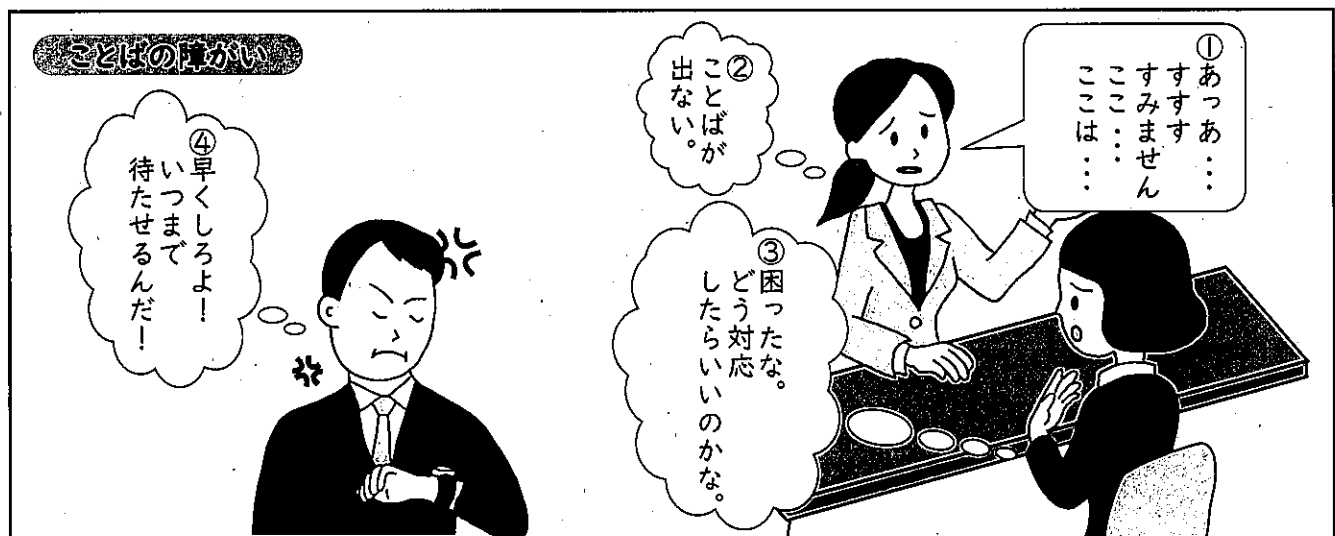
知っていますか？見えない障がい

外から見ただけではわからない障がいもあります

体の内部の障がい



ことばの障がい



聞こえの障がい



知ろう、見えない障がいのこと

障がいへの理解はまだ十分とはいえませんが、少しずつ進んできています。肢体や視覚に障がいのある人は、補装具や杖、動きなど外から見てわかることが多いので、周りの人にも比較的理解されやすく、支援の方法もわかりやすいといえます。

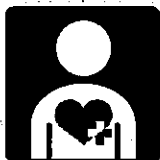
一方、外見だけではわからない障がいもたくさんあります。見えない障がいもあることを知っておくと、想像力を働かせ支援につなげることができます。

一部を簡単に紹介します。

体の内部の障がい

心臓や腎臓などの内臓や、呼吸機能の障がいです。

ハート・プラスマークは、内部障害・内臓疾患があることを示すためのマークです。



聞こえの障がい

音が聞こえにくい難聴や、ほとんど聞こえないろうががあります。ある程度聞こえても、雑音などがあると聞き取れなかったり、ことばが特に聞き取りにくいといった障がいもあります。

筆談などが役立つことがあります。

ことばの障がい

伝える手段そのものの障がいなので、困っていることや支援してほしいことを訴えにくいのが特徴です。

聞き手が工夫（絵や身振りで伝えてみる、など）してくれると助かります。

高次脳機能の障がい

病気や事故などで脳に損傷を受けたことが原因で起こる、言語・記憶・物事を実行する力・注意力などの障がいです。

コミュニケーションが難しい場合があります。

神経発達症（発達障害） 精神・こころの障がい

人との関係づくりやコミュニケーションが苦手で、日常生活や社会参加、行動のコントロールなどが難しい場合があります。

ストレスや環境の変化ができるだけ少ないことが望ましいです。

わたしたちは自分の困っていること、助けてほしいことを伝えます。ことばの障がいや、コミュニケーションの難しさがある人は、伝えること自体が難しいのです。

そのような人もいるということを知って、相手のことを想像し、どんなことに困っているのか、どんなサポートが必要なのか一緒に考えましょう。



困っていることをまわりに知らせるヘルプマークがあります。このマークを付けている人を見かけたら、少し気をつけて見守ったり、困っている様子なら「何かお手伝いしましょうか?」「お困りですか?」などと声をかけてみたりしてください。ヘルプマークは市障がい福祉課等で申請できます。

お互いに支え合い、住みやすいまちにしましょう

※障がい・障害の表記の違いについて

漢字で記載しているものは診断名や法律の表記とし、その他のものはひらがなを使用しています。



インターネットで自分も人も 傷つけないために

ネットいじめ



気づかぬうちに自分の情報を拡散...



SNSへの無断の書き込み



思わぬトラブルが潜む インターネットの現実

インターネットの匿名性とくめいせいを利用して人権侵害を起こすような過激な投稿が深刻な社会問題になっています。それらの投稿はたとえ削除したとしても、拡散や複製などにより完全に消すことは難しく、半永久的に残ってしまいます。この現象は、消すことが難しい入れ墨（タトゥー）にたとえて「デジタルタトゥー」と表現されています。



知っておくべき! デジタルタトゥーの危険性

過去に投稿した個人情報に犯罪に利用される。
誹謗中傷、悪ふざけの動画などが原因で社会的な非難を受ける。
投稿した画像が悪意を持って加工・拡散される。 など

身近な人と一緒に振り返ろう! 普段のインターネットの使い方!

参考 (公財) 人権教育啓発センター
「あなたは大丈夫? 考えよう!
インターネットと人権」



ひとつでもあてはまったら注意しましょう。

- ☐ SNSに投稿するとき、普段、人と話す時よりも、つい強い口調になる。
- ☐ 他の人に対する批判や自分中心の意見をよく書き込んでいる。
- ☐ 面白いと思った投稿や共感できる投稿を見つけたら、すぐに拡散している。
- ☐ 自分や他の人が写った写真や動画を日常的に投稿している。
- ☐ 他の人が投稿した写真や動画を投稿者に確認せずに他のSNSに投稿している。

詳しくは(公財)人権教育啓発センターWEBサイトをごらんください。
https://www.jinken-library.jp/database/docs/R4_internet-to-jinken.pdf

あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権



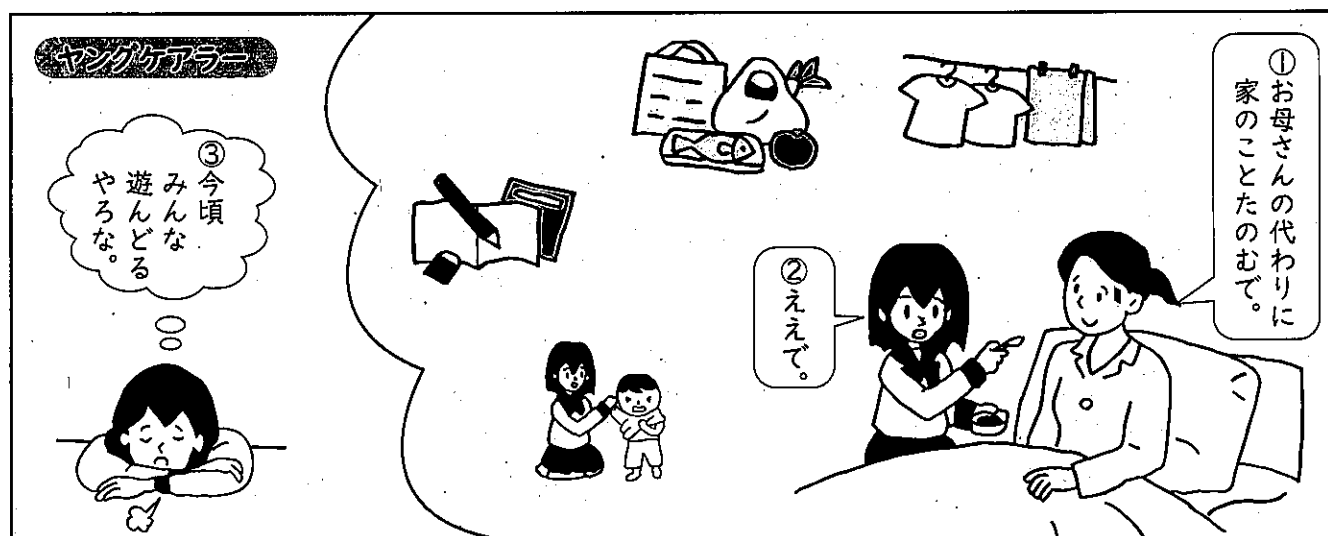
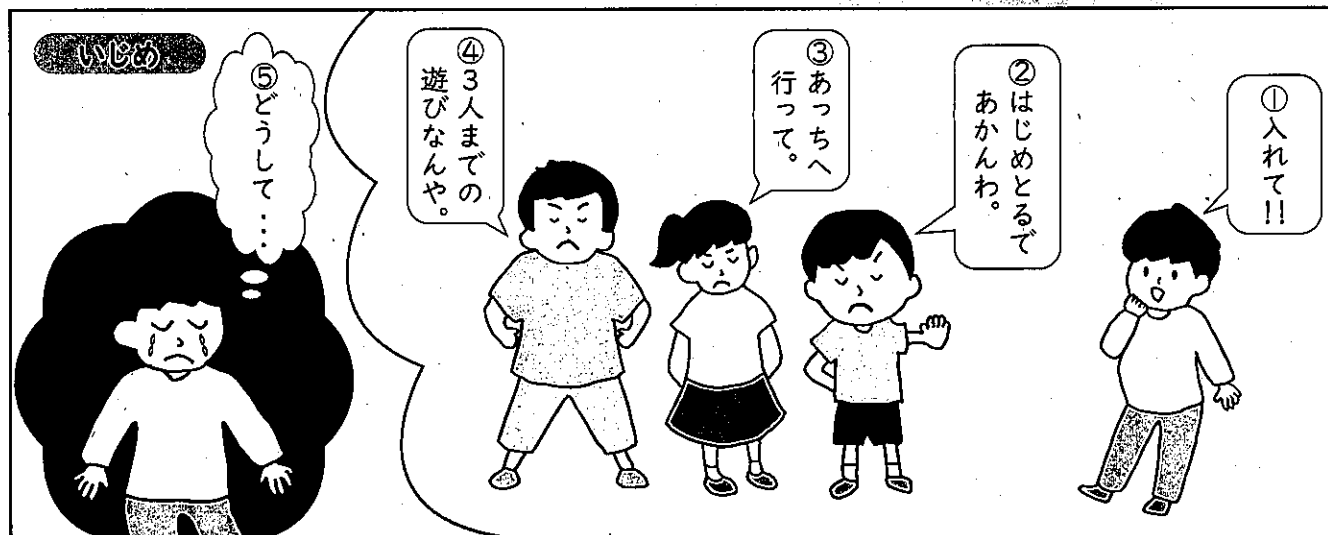
インターネットによるトラブルは周囲の人が悪意なく投稿した場合でも第三者に悪用される可能性もあり、ひとりだけが気を付けていても解決しません。声をかけ合うなどまずはあなたの身近な人と一緒にできることを考えてみましょう。

**一人ひとりが、人権意識を持ち責任ある利用を心がけ
安全にインターネットを利用しましょう**

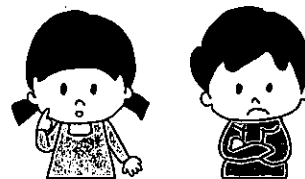


子どもたちからのSOS

つらい思いをしている子どもたちがいるよ 例えば・・・



明るい未来や、命さえも 奪ってしまうことになるかも



いじめによる自殺や、虐待によって幼い子どもが亡くなってしまうという痛ましい出来事が起こっています。

また、大人に代わって家族の世話や家事をしているヤングケアラーと言われる子どもたちもいます。

他にも、不登校児童・生徒の増加や犯罪に巻き込まれるケースなど、子どもたちの周りには、たくさん問題があります。

少子化が進む中、これからの未来を生きていく大切な子どもたちのために私たちができることはどんなことでしょうか。

まずはだれかとつながることから

子どもたちの 変化に気づきましょう

- あいさつ
- 声かけ
- 見守り活動 などの中から



今日も元気かな
・ あいさつの声
・ 表情
・ 衣服の汚れ

サインを見逃さない

困ったときは 助けを求めましょう

子どもにつらい思い
をさせている...



だれに言えば
いいんだろう。



ひとりで悩まない

SOSを伝えよう



近所の人・民生委員・学校・交番・市役所などへ電話で相談

例えば 子どもの人権110番(0120-007-110)

※他にも冊子最後のページに掲載している相談窓口に連絡することができます。



人権
トピックス

私たちはみんな、 幸せになるために生まれてきた

みえ人権教育・啓発研究会

代表 まつむら さとひろ
松村 智広さん



プロフィール

1957年三重県伊賀市生まれ。大学卒業後、中学校教員となる。三重県人権センター調査研究員、(公財)反差別・人権研究所みえ(ヒューリアみえ)主任研究員などを務め、人権問題に取り組む。主な著書「あした元気になるあれ」「へこたれへん」など多数。その他、映画やテレビなどのメディアにも出演経験があり、現在も講演会等積極的に活動している。

令和6年7月に開催した「人権文化をすすめる学習会」でお話いただいた松村智広さんに寄稿いただきました。

実感と実態の両方で考える

2022年は「全国水平社」が創立されて100年になりましたが、みなさんは今、部落差別を実感することはありますか？被差別部落で67年間暮らしている私は、ときには差別の現実に対して怒りをおぼえたり、子や孫の将来を考えて不安な気持ちになったりするのは、日々の実感しているかというと、そうではありません。ましてや、地区外に住んでいて、地区の人とのかかわりもなく、研修や学習をしていなければ、部落差別を実感することはほとんどないではないでしょうか。しかも、実感は100人いれば100通りあり、一人ひとりの実感はみんな違います。実感がわかなければ、いつの間にか無関心になっていきます。愛の反対語とも言える無関心とは、言い方を変えると何もしないということです。

知識から認識へ

2023年三重県民人権意識調査報告書によると、わが子の結婚希望相手が部落出身者だった場合「考え直すように言う」人の割合は、「迷いながらも」を入れると28%で、運動・教育・啓発

活動によってこの10年で4%減ったものの、今もお約3割の人が部落の人との結婚を反対するという客観的な意識実態があります。ですから、人権問題は自分の『実感』だけではなく、『実態』で考えることも大事であり、実態を率直に受けとめれば実感が沸いてきます。ふと思うのですが、地区内に住んでいる私たちよりも、地区外の人の方がほんとは加差別の実態を知っているのではないのでしょうか。

また、『知識』を身につければ自分の偏見に気づきますが、その偏見を是正するためには、目の前の事実を社会の現実として率直に受けとめる共感力、つまり『認識』が必要です。

現実とは、誰かと一緒に乗り越えられる

部落問題というと、ついつい部落の人の問題かのように考えてしまいがちですが、実は差別をされる人がいるのが問題ではなく、差別をする人がいることが問題なのですから、正確には『部落差別問題』なのです。“差別意識という目に見えない鎖でがんじがらめに縛られている”のは、“解放されるべき”のは、“心が病んでいる”のは、“恥ずかしい”のは誰なのでしょう。部落解放とは人間解放であり、まさに

「人類最高の完成に向かって突進する」ことなのです。

差別する人が差別をしなくなれば差別はなくなります。残念ながら現実はそのように甘くはありません。しかし、自分一人の力で世の中すべての差別をなくすことはできないとしても、自分の目の前の現実是谁かと一緒になら乗り越えることはできます。

そのためには、自分が動かないと何も始まりません。行動すれば、きっと何かが変わります。努力すれば、成功しなかったとしても必ず成長します。自分でダメだと思っても、だれか一人支える人がいれば、人生は乗り切れます。

差別はきつとなくせる

「どうなるかわからない世の中だけど、悪くなる一方ではない。今つらくても、未来は変えられる、明るいんだ」と、子どもたちに言い続けてください。トンネルに出口があるように、人権教育には「差別はきつとなくせる」という展望が必要です。

そして、最後に子どもたちの心に残る印象が、差別は厳しいとか深刻であるとかいうよりも、差別は不当であると思えるかどうかが決めます。人権問題『を』学ぶというよりは、人権問題『で』自分がどう生きるかを学ぶのです。フランスの作家ルイ・アラゴンいわく、「学ぶとは胸に誠実を刻むことであり、教えるとは共に希望を語ることである。」

今つらくても、未来は変えられる

さて、私の父や祖母は、差別されるのが恐くてあの世へ行く間際まで胸を張ってふるさとを名乗ることができませんでした。私は何のためらいもないという嘘になってしまっていますが、子や孫の笑顔が見たいので、ゆれながらも胸を張って、しぶとく生きていきます。そして、私よりも多くの時間と希望と可能性をもっている若いみなさんに、人権教育・啓発の未来を託します。みなさん、どうかよろしく願いいたします。

全国水平社とは

被差別部落の人々が差別と貧困からの解放を求めて結成した部落解放運動の全国的な団体で、米騒動を契機とするデモクラシー風潮^{ふうしやう}の高まりと社会主義等の影響を受けて、自らの努力、行動と大衆の団結力で差別からの解放を勝ち取ろうとした。1922年3月3日、京都の岡崎公会堂に各地から約3,000人が集まり、全国水平社創立大会を開いた。創立大会で読み上げられた「水平社宣言」は日本で最初の人権宣言といわれており、長い歴史の中で不当な差別を受けてきた人々の痛切な思いと、すべての人があらゆる差別を受けることなく人間らしく生きていける社会の実現を願う気持ちが込められている。結びの一文には、「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と人間の尊厳^{そんげん}と平等への願いが高らかに謳^{うた}いあげられている。



ひとりで悩まないで

各種相談窓口のご案内

人権全般に関する相談

- 宍粟市 人権推進課 / 男女共同参画センター
(人権擁護・人権相談・市民生活相談・にじいろ相談・女性相談) TEL.0790-63-0840
- 神戸地方法務局龍野支局 TEL.0791-63-3221
- みんなの人権110番(神戸地方法務局) TEL.0570-003-110

子どもに関する相談

- 宍粟市 学校教育課
宍粟市青少年育成センター (いじめ、不登校、虐待などの相談) TEL.0790-62-8577
- 宍粟市教育支援センター(不登校などの相談)
さつき学級 TEL.0790-63-3751
北部サテライト教室(月・水・金) TEL.0790-75-2388
- 宍粟市 子育て支援課(こども家庭支援センター)
子育て支援センター
山崎(子育て支援課内) TEL.0790-63-3210
一宮(いちのびあ内) TEL.0790-72-2100
波賀(はがてらす内) TEL.0790-75-8800
千種(エーガイヤちくさ内) TEL.0790-76-8600
- 家庭児童相談室 (児童虐待、養育などの相談) TEL.0790-63-1950
- 宍粟市 保険福祉課 TEL.0790-62-1000
- 姫路こども家庭センター
児童相談 TEL.079-297-1261
児童虐待防止24時間ホットライン TEL.079-294-9119
- 児童家庭支援センター
すずらん子育てホットライン TEL.0791-58-1144
- ひょうごっ子悩み相談センター(兵庫県教育委員会)
ひょうごっ子いじめ・体罰・子ども安全・不登校
相談24時間ホットライン(兵庫県立教育研修所) TEL.0120-0-78310
- ひょうごっ子悩み相談センター分室 (播磨西教育事務所分室: 姫路市) TEL.079-224-1152
- ひょうごっ子SNS悩み相談 (県内児童生徒のためのLine-web相談窓口)
PCやスマートフォンから相談できます
<https://pref-hyogo.coco-chaport.jp/>
- ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口 TEL.06-4868-3395
- 兵庫県警少年相談室(ヤングトーク) TEL.0120-786-109
- 子どもの人権110番(神戸地方法務局) TEL.0120-007-110
- 児童相談所全国共通ダイヤル TEL.189

いのちの相談

- はりまいのいのちの電話 TEL.079-222-4343

ひとり親家庭相談・離婚相談

- 宍粟市 子育て支援課
母子・父子自立支援相談室 TEL.0790-63-3220

DV相談

- 宍粟市 DV相談窓口 TEL.0790-63-3220
- 兵庫県女性家庭センター
悩みのホットライン TEL.078-732-7700
- 兵庫県警察ストーカー・DV相談窓口 TEL.078-371-7830

女性のための相談

- 兵庫県立男女共同参画センター(イープン) TEL.078-360-8551
- 女性の人権ホットライン(神戸地方法務局) TEL.0570-070-810

男性のための相談

- 兵庫県立男女共同参画センター(イープン)
第1・第3火曜日/17:00~19:00 TEL.078-360-8553

高齢者に関する相談

- 宍粟市 福祉相談課
宍粟市地域包括支援センター TEL.0790-63-3167

障がいのある人に関する相談

- 宍粟市 福祉相談課
宍粟市基幹相談支援センター TEL.0790-63-3168
- 兵庫県身体障害者福祉協会
障害者ほっとライン TEL.078-230-9545
FAX.078-230-9553

外国人に関する相談

- 外国人県民インフォメーションセンター TEL.078-382-2052
【対応言語】英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語
- 外国人語人権相談ダイヤル TEL.0570-090911
【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語

エイズ・肝炎・ハンセン病等に関する相談

- 龍野健康福祉事務所 TEL.0791-63-5140

アルコール相談

- 宍粟市 保健福祉課 TEL.0790-62-1000

ひきこもり相談

- 宍粟市 福祉相談課 TEL.0790-63-3168

生活困窮自立支援相談

- 宍粟市 社会福祉課 TEL.0790-63-3067

消費生活に関する相談

- 宍粟市消費生活センター TEL.0790-63-2225
- 消費者ホットライン TEL.188

※その他、相談するところがない場合は、下記までお問い合わせください。

来所、電話、FAX、メールでの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

宍粟市 市民生活部 人権推進課
宍粟市山崎町鹿沢65番地3(宍粟防災センター2階)

TEL 0790-63-0840
FAX 0790-63-0841



※受付時間: 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
E-mail: shiminsodan-kk@city.shiso.lg.jp

そよ風

発行日: 2025年4月発行
発行: 宍粟市・宍粟市教育委員会
編集: 市民生活部 人権推進課
協力: 宍粟市市民人権推進員

